

2020年10月9日

総務大臣 武田 良太 様

公務労組連絡会
議長 桜井 眞吾

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 桜井 眞吾

全日本教職員組合
中央執行委員長 小畑 雅子

2020年人事院勧告の取り扱いに関する要請書

貴職の地方公務員の賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

人事院は10月7日、政府と国会に対し月例給を除く一時金に関する給与勧告等を行いました。勧告は、新型コロナ感染拡大防止などで公務公共サービスが大きな役割を果たしているにもかかわらず、民間企業の一時金の状況を踏まえ、国家公務員の一時金を0.05月引き下げの勧告を行いました。

この勧告内容は、地方の公務公共職場で働くすべての労働者や、地方の公務職場の影響を大きく受ける地域民間労働者へのマイナスの影響を加速するものです。そして、住民のいのちや暮らしを守るために現場の最前線で奮闘している職員に報いるどころかモチベーションを低下させるものと言わざるを得ません。いま必要なのは、憲法をいかし住民のいのちや暮らしを守るなどの自治体の役割を果たすためにふさわしい職員の賃金や労働諸条件の改善、業務量に見合った人員確保や体制の強化です。

つきましては、今後の地方自治体における人事委員会勧告の内容や取り扱い、地方自治の原則にもとづいた自主的な賃金・労働条件決定の尊重等について、下記の通り要請します。

記

1. 地方公務員の賃金・労働条件の決定にあたり、地方自治体の自主性・主体性を尊重すること。国家公務員賃金制度の画一的な地方自治体への押し付けは行わないこと。
2. 財政措置を利用した地方公務員の賃金・労働条件切り下げの強制は行わないこと。
3. 任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営を堅持するとともに、会計年度任用職員の処遇改善と安定雇用につながるよう適切に対応すること。
4. 地方公務員の長時間・過密労働解消に向け、業務量に見合った人員確保や体制の強化をはかることができるように国として対応すること。
5. 消防職員の団結権をはじめ、労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以上